

締約国に関する情報 L C	セントルシア 一 般 情 報	附属書 B 1 L C
国内官庁の名称	Registry of Companies and Intellectual Property (Saint Lucia) (企業知的財産登録局 (セントルシア))	
所在地	2nd Floor, Hewanorra House, Trou Garnier Financial Centre, Pointe Seraphine, Castries, Saint Lucia	
郵便のあて名	所在地と同じ	
電話番号	(1-758) 468 32 30, 468 32 31	
電子メール	info@rocip.lc	
インターネット	http://www.rocip.gov.lc	
ファクシミリ装置	(1-758) 451 79 89	
国内官庁はファクシミリ装置又は同様の手段による書類の提出を受理するか？ (PCT規則92.4)	受理しない	
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？ (PCT規則82.1)	受理しない	
出願人がWIPO DAS ¹ から優先権書類を取得できるようにする用意があるか？ (PCT規則17.1(b)の2)	用意なし	
セントルシアの国民及び居住者のための管轄受理官庁 ²	WIPO国際事務局	
セントルシアが指定 (又は選択) されている場合の管轄指定 (又は選択) 官庁 ³	企業知的財産登録局 (セントルシア)	
PCTに基づき取得可能な保護の種類	特 許	

[次頁に続く]

1 WIPO DASについての詳細情報は次から入手可能である：<https://www.wipo.int/en/web/das>

2 対応する附属書Cを参照されたい。

3 対応する国内段階を参照されたい。

L C	セントルシア (続き)	L C
国内官庁が認める手数料の支払方法	国内官庁に問合せされたい	
国際型調査に関するセントルシアの規定 (PCT第15条)	なし	
国際公開に基づく仮保護	なし	
セントルシアが指定（又は選択）されている場合の有益な情報		
セントルシアが指定（又は選択）されている場合に発明者の氏名（名称）及び あて名を提示しなければならない時期	願書中に記載しなければならない。PCT第22条又は第39条(1)に 規定する期間内に要件を満たしていない場合、管轄官庁は通知で 定める期間内に当該要件を満たすよう出願人に求める。	
微生物及びその他の生物材料の寄託に関 する特別の規定が設けられているか？	なし	